

第9・10回 評価検討ワーキンググループ

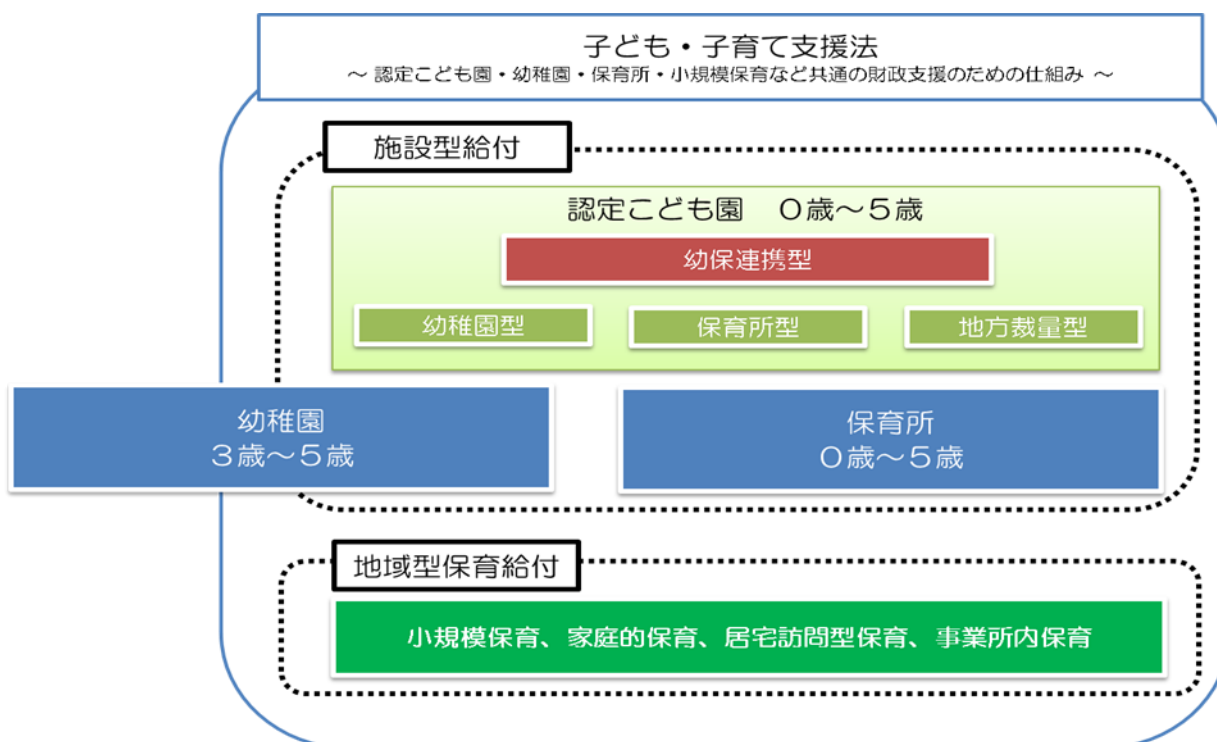
【参考資料集】

参考資料集 目次

1. 教育・保育施設及び地域型保育事業	
(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業への入園・入所状況	・・・ 1
(2) 希望通り入所できなかった児童数	・・・ 3
2. 地域子ども・子育て支援事業における本市の実施状況	
(1) 利用者支援事業	・・・ 4
(2) 時間外保育事業	・・・ 4
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	・・・ 6
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・・・ 7
(5) 放課後児童健全育成事業	・・・ 8
(6) 子育て短期支援事業	・・・ 10
(7) 乳児家庭全戸訪問事業	・・・ 10
(8) 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会	・・・ 10
(9) 地域子育て支援拠点事業	・・・ 13
(10) 一時預かり事業	・・・ 15
(11) 病児保育事業	・・・ 16
(12) 子育て援助活動支援事業	・・・ 18
(13) 妊婦に対して健康診査を実施する事業	・・・ 19

1. 教育・保育施設及び地域型保育事業

(1) 教育・保育施設及び地域型保育事業への入園・入所状況



種 別			施設数 (園)	利用者数 (人)			
				1号等	2号	3号	計
①	認定こども園	幼保連携型 (分園含む)	9	0	522	330	852
		幼稚園型	2	399	65	17	481
		保育所型	0	—	—	—	—
		地方裁量型	0	—	—	—	—
②	(新制度) 幼稚園	公立	19	925	—	—	925
		私立	5	391	—	—	391
③	(従来制度) 私立幼稚園	33	6,528	—	—	6,528	
④	保育所	公立	23	—	1,552	957	2,509
		民間(分園含む)	39	—	1,712	1,443	3,155
⑤	小規模保育事業		41	—	23	526	549
	家庭的保育事業		15	—	4	57	61
	居宅訪問型保育事業		0	—	—	—	—
	事業所内保育事業		5	—	1	52	53
合 計			191	8,243	3,879	3,382	15,504

※1号等は平成29年5月1日現在の利用者数、2号、3号は平成29年4月1日現在の利用者数。

① 認定こども園（11園）

幼稚園と保育所の特長をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設。

② 新制度に移行した幼稚園（公立：19園、私立：5園）

公立幼稚園では、4歳児と5歳児の2年保育を実施し、私立幼稚園では、3歳児からの3年保育を実施している。一部、満3歳の誕生日から入園する満3歳児保育を実施している園もある。

平成27年4月から、幼稚園については、「新制度に移行した幼稚園」と「従来制度の幼稚園」に分かれる。

③ 従来制度の幼稚園（33園）

④ 認可保育所（公立：23園、民間：39園）

対象年齢は、生後6か月～小学校就学前まで。一部の園では、6か月未満の保育を実施する園や対象年齢が2歳児までの園もある。

⑤ 地域型保育事業

小規模保育施設（41園）

定員19人以下の比較的少人数の環境で、保育の必要性のある主に0～2歳児を保育する施設で、定員や保育士の配置基準などによりA型～C型の3つの類型に分類される。

	小規模保育A型	小規模保育B型	小規模保育C型
定員	6～19人		6～10人（5年間の経過措置：6～15人）
職員数	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	家庭的保育者一人が保育できるのは3人以下。 補助者とともに保育する場合は5人以下。 児童数にかかわらず複数体制をとる。
資格	保育士	1/2以上保育士	
保育室等	0歳、1歳児：1人3.3㎡	2歳児：1人1.98㎡	0歳～2歳児 いずれも1人 3.3㎡

家庭的保育施設（15園）

定員5人以下で家庭的な雰囲気のもと、保育の必要性のある主に0～2歳児を保育する施設。

事業所内保育施設（5園）

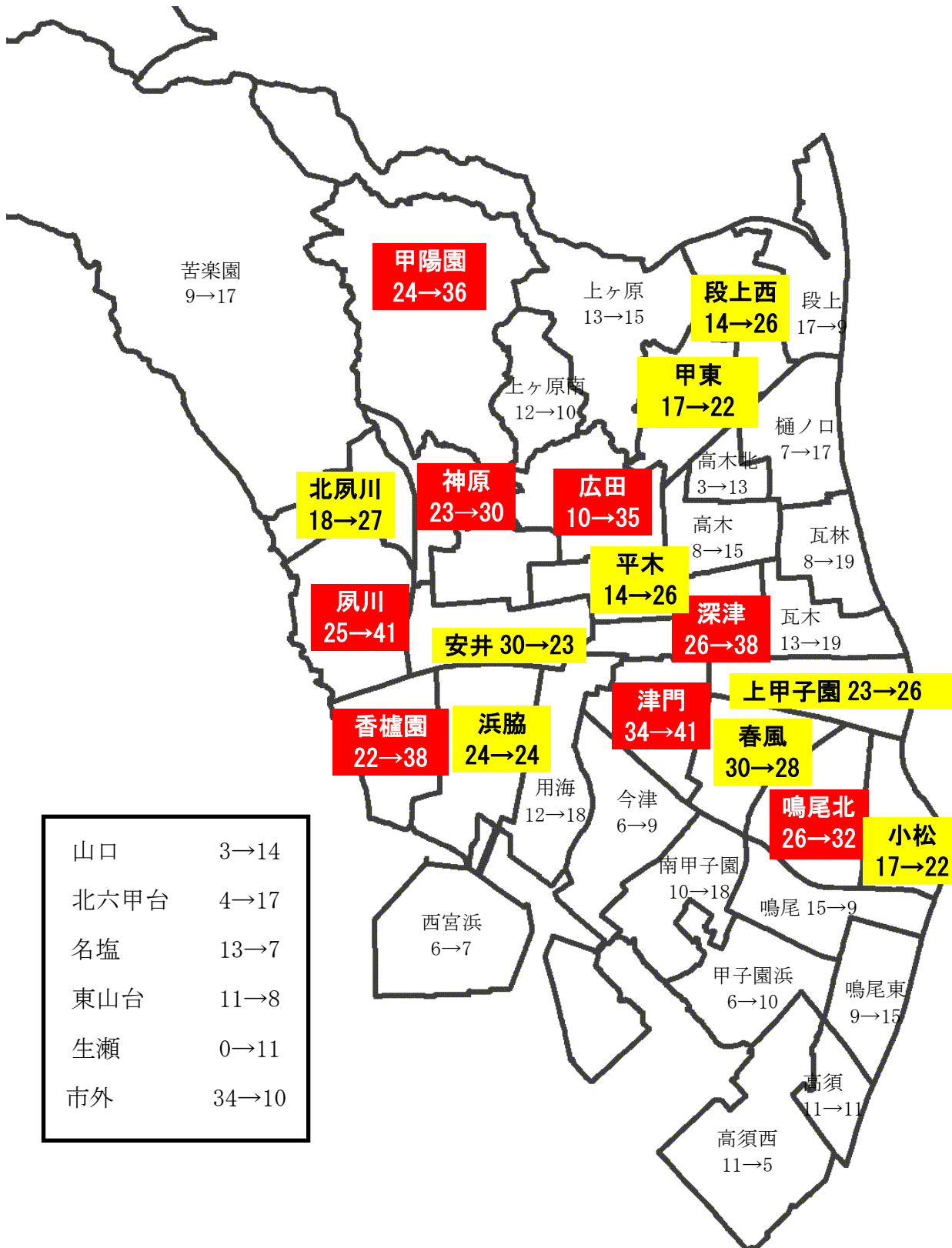
民間事業所で、主に0～2歳児の従業員の児童と地域の児童と一緒に保育する施設。

(2) 希望どおり入所できなかった児童数

<年齢別>

年月日	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
H28. 4. 1	74人	252人	122人	128人	43人	17人	636人
H29. 4. 1	96人	286人	168人	207人	56人	17人	830人
増	+22人	+34人	+46人	+79人	+13人	0人	+194人

<居住地別>単位：人



2. 地域子ども・子育て支援事業における本市の実施状況

(1) 利用者支援事業

子供又はその保護者の身近な場所で、教育・保育や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し支援する事業。

本市では、平成26年1月から市役所本庁舎1階に「こども支援案内窓口」を設置し、同年4月から特定型として事業を開始した。平成27年10月には、基本型として地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の2か所で事業を開始し、専門相談員（保育士又は心理士）である子育てコンシェルジュを配置している。

また平成28年度から、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援の実施を行う母子保健型として、母子手帳交付時に保健師による面談を実施している。

<利用者支援事業一覧>

類型	名称	所在地	開設日(祝日、年末年始を除く)・時間
特定型	こども支援案内窓口	西宮市六湛寺町10-3	月曜日～金曜日・9:00～17:30
基本型	子育て総合センター	西宮市津田町3-40	月曜日～金曜日・9:00～17:30
	関西学院子どもセンターさぼさぼ	西宮市岡田山7-54	火曜日～土曜日・10:00～16:00
母子保健型	こども支援案内窓口	西宮市六湛寺町10-3	月曜日～金曜日・9:00～17:30
	中央保健福祉センター	染殿町8-3	月曜日～金曜日・9:00～17:30
	鳴尾保健福祉センター	鳴尾町3丁目5-14	月曜日～金曜日・9:00～17:30
	北口保健福祉センター	北口町1-1	月曜日～金曜日・9:00～17:30
	塩瀬保健福祉センター	名塩新町1	月曜日～金曜日・9:00～17:30
	山口保健福祉センター	山口町下山口4丁目1-8	月曜日～金曜日・9:00～17:30

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

開所時間（11時間）を超えて保育を行う事業で、現在、市内の全ての保育所で延長保育事業を実施している。公立保育所は、全園で18:30～19:00の間、延長保育を実施しています。

【民間保育所】

名称	定員	延長保育時間	名称	定員	延長保育時間
幸和園保育所	210人	18:00～19:00	幸和園保育所南園	30人	18:00～19:00
一麦保育園	160人	18:30～19:00	月影保育所	60人	18:30～19:00
パドマ保育園	60人	18:30～19:00	マーヤ保育園	60人	18:30～19:00
船坂保育園	40人	18:30～19:00	聖和乳幼児保育センター	120人	18:30～19:00
名塩保育園	40人	7:00～7:30 18:30～19:00	段上保育所	120人	18:00～19:00
甲子園保育所	150人	18:00～19:00	ちどり保育園	60人	18:30～19:00
段上保育所	120人	18:00～19:00	新甲東保育園	90人	18:00～19:00
なぎさ保育園	70人	18:00～19:00	なでしこ保育園	90人	18:30～19:00
安井保育園	90人	18:00～19:00	夙川さくらんぼ保育園	20人	18:00～19:00
夙川さくら保育園	80人	18:00～19:00	ひかり保育園	90人	18:00～19:00
あんず保育園	45人	18:30～19:00	みどり園保育所	90人	18:00～19:00
東山ぼぼ保育園	46人	18:30～19:00	東山ぼぼ保育園分園	89人	18:30～19:00
西宮夢保育園	60人	18:00～19:00	西北夢保育園	100人	18:00～20:00

名 称	定 員	延長保育時間	名 称	定 員	延長保育時間
つぼみの子保育園	24人	18:30～19:00	めばえの子保育園	30人	18:30～19:00
ゆめっこ保育園	50人	18:00～20:00	かえで保育園	70人	18:00～19:00
武庫川女子大学附属保育園	90人	18:00～19:00	夙川夢保育園	60人	18:00～19:00
きりん園	60人	18:30～19:30	まつぼっくり保育園	120人	18:00～19:00
のぞみ夢保育園	60人	18:00～19:00	つぼみ夢保育園	30人	18:00～19:00
マザーシップ西宮北口保育園	90人	18:00～19:00	西北セリジェ保育園	90人	18:00～19:00
安井ゆりの花保育園	20人	18:00～19:00	やまと保育園	30人	18:30～19:00

【認定こども園】※定員は2・3号のみの人数

類 型	名 称	定員	延長保育時間	名 称	定員	延長保育時間
幼稚園型	上甲子園幼稚園	22人	18:00～19:00	むこがわ幼稚園	40人	—
幼保連携型	夙川宝プリスクール	90人	18:00～19:00	西宮 YMCA 保育園	60人	18:30～19:00
	西宮つとがわ YMCA 保育園	60人	18:30～19:00	日野の森こども園	107人	18:15～19:15
	ニコニコ桜保育園	54人	18:30～19:00	ニコニコ桜夙水園	30人	18:30～19:00
	善照マイトレーヤ 保育園	79人	18:00～19:00	西宮セリジェ保育園	90人	18:00～19:00
	やまよし Kidsgarden	160人	18:00～19:00			

【小規模保育事業】

名 称	定 員	延長保育時間	名 称	定 員	延長保育時間
夙川 森のほいくえん	12人	18:30～19:00	小さなはらっぱ	16人	18:30～19:00
すまいるほいくえん	19人	18:30～19:00	西宮こもれびキンダーガーデン	19人	18:30～19:00
アイリスプライベートスクール 夙川いぶき保育園	19人	7:00～7:30 18:30～19:00	チャイルドハート保育サロン さくら夙川園	18人	18:30～19:00
保育園 パステルの森	19人	18:30～19:00	にじの森保育園 西宮北口	19人	18:00～20:00
MAMA&KIDS	12人	18:30～19:00	MAMA&KIDS 門戸園	12人	18:30～19:00
むしっこ保育園 ちょうちょ	12人	18:30～19:00	むしっこ保育園 てんとうむし	12人	18:30～19:00
むしっこ保育園 みつばち	15人	—	ポピンズ小規模保育園 アクティブラーニングスクール甲東園	19人	18:30～19:30
小規模保育園 ほっぷ・すてっぷ・じゃんぷ	15人	—	たけのこ保育所	15人	18:30～19:00
リッツナーサリー保育園	18人	18:30～19:00	どんぐりルーム甲子園	19人	18:00～19:00
ちびっこ天国	19人	18:30～19:00	げんき保育園 西宮北口園	19人	18:30～19:30
くるみキッズルームこうしえん	17人	18:00～19:00	子育て園ばかぼかつくし園	12人	—
いろえんぴつ	12人	18:30～19:00	小規模保育施設 りんごさくらんぼ	12人	—
保育園パステルのおうち こぐま	15人	18:30～19:00	保育園パステルのおうち こりす	15人	18:30～19:00
保育ルーム うさぎたんぼぼ	10人	—	ALOHA 保育園	15人	18:30～19:00

名 称	定 員	延長保育時間	名 称	定 員	延長保育時間
キャンディ&クッキー	10人	—	甲子園口ほんわか保育園	12人	7:00～7:30 18:30～19:00
ハートフル・ママ西宮北口園	10人	18:30～19:00	保育ルーム木の实	10人	—
ひまわり家庭保育所	8人	—	すくすく ほがらか	10人	—
おおぞら園	19人	18:30～19:00	小規模保育園 HappyLand	12人	18:30～19:00
ヒーローズにしのみや保育園	19人	18:30～19:00	善照そよかぜ保育園	19人	18:30～19:00
コスモチャイルド保育園 西宮今津園	19人	7:00～7:30 18:30～19:00	コスモチャイルド保育園 西宮園	19人	7:00～7:30 18:30～19:00
Baby-bee	18人	18:30～19:00			

【家庭的保育事業】

名 称	定 員	延長保育時間	名 称	定 員	延長保育時間
そらいろ保育ルーム	5人	—	保育ルームまっきー	5人	—
保育ルームポニー	5人	—	保育ルームひだまり	5人	—
保育ルーム菜のはな	5人	—	ぎんが保育ルーム	5人	—
保育ルームほほえみ	5人	—	保育ルーム Kumama	5人	18:30～19:00
保育ルームにこにこ	4人	18:30～19:00	保育ルームバンビ	5人	—
森下家庭保育所	5人	—	保育ルームおひさま	5人	—
保育ルーム chouchou	5人	—	中田家庭保育所	5人	—
虹の子保育ルーム	5人				

【事業所内保育事業】

名 称	定 員	延長保育時間	名 称	定 員	延長保育時間
西宮わたなべ前浜保育所	4人	18:30～19:00	ハンニシゆとり保育園	10人	7:00～7:30 18:30～19:00
モモキッズ保育ルーム甲子園	16人	18:30～19:00	なごみ保育園	7人	18:30～19:00
キッズルームアリス甲子園	9人	18:30～19:00			

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

対象者へは市から直接、通知をすることに加え、園でも掲示を行うなど周知に努めている。

① 対 象 者：生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯

② 補助項目

○給食費（副食材料費）・・・基準額を上限に、国が定める公定価格において、給食費（副食材料費）が含まれていない1号認定こどもの副食費相当額を補助します。

○教材費・行事費等・・・基準額を上限に、認定区分にかかわらず、日用品、文房具等の購入に要する費用及び行事への参加に要する費用を補助します。

③ 基 準 額

○給食費（副食材料費）：4,500円／月

○教材費・行事費等：2,500円／月

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成する事業。

① 新規参入施設への巡回支援事業

特定教育・保育施設等へ参入する多様な事業者の参入を支援するために、次のいずれか1つ又は複数の事業を実施する事業で、本市では、全ての地域型保育事業所へ保育士・保健師・栄養士が、月1回以上の巡回支援を行っている。

○事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援等を行う事業

○事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業

○小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施にあたっての連携先の紹介等を行う事業

○小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業

○その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市が適当と認めた事業

② 認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業

認定こども園において、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を受け入れている場合、その費用の一部を補助する。

<認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子供>

認定こども園の類型		子供の支給認定の区分 (子ども・子育て支援法)	
幼保連携型	学校法人立（学校法人化のための努力をする園を含む）以外	1号	
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立（学校法人化のための努力をする園を含む）	並列型	2号及び3号
		接続型	3号
	上記以外	単独型	1号及び2号
		並列型・接続型	1号～3号
保育所型		1号	
地方裁量型		1号～3号	

(5) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を提供し健全な育成を図るための施設。現在、全ての小学校区において実施している。

- ① 対象：小学1年から小学3年生まで（小学4年生はモデル実施。障害のある児童は、小学6年生まで）
- ② 利用要件：就労の場合、月曜日から土曜日のうち4日以上、昼間4時間以上の勤務など
- ③ 利用時間：授業日…下校時～17:00（延長保育時間 17:00～19:00）

休業日…8:30～17:00（延長保育時間 17:00～19:00（月曜日～金曜日））

（夏休みなどの長期休業中、8時開所をモデル実施している施設あり）

<留守家庭児童育成センター一覧>

	名称	定員	最大受入数	利用児童数 (H29.5.1)	高学年（4年生） の受入モデル実施
1	鳴尾東	60人	78人	52人	
2	甲子園浜第1	40人	51人	36人	○
	甲子園浜第2	40人	64人	50人	
3	香櫨園第1	40人	63人	52人	
	香櫨園第2	40人	51人	50人	
	香櫨園第3（教室借用）	40人	68人	39人	
4	春風第1	40人	58人	58人	
	春風第2	60人	75人	75人	
5	瓦林第1	40人	50人	43人	
	瓦林第2	40人	63人	57人	
6	上ヶ原南	60人	65人	55人	
7	上甲子園第1	60人	65人	47人	○
	上甲子園第2	40人	69人	42人	
8	名塩	40人	50人	49人	
9	小松第1	60人	75人	38人	
	小松第2	40人	65人	35人	
10	甲東第1	40人	51人	51人	
	甲東第2	40人	51人	51人	
11	南甲子園第1	40人	69人	66人	
	南甲子園第2	40人	63人	55人	
12	安井第1	40人	64人	59人	
	安井第2	40人	64人	60人	
13	北夙川	60人	110人	62人	
14	樋ノ口第1	60人	87人	87人	
	樋ノ口第2（教室借用）	40人	52人	13人	
15	鳴尾第1	60人	73人	41人	○
	鳴尾第2（他施設借用）	39人	39人	4人	
16	鳴尾北第1	60人	74人	55人	
	鳴尾北第2	60人	74人	56人	
17	高木第1	60人	73人	49人	○
	高木第2	40人	60人	38人	

	名 称	定 員	最大受入数	利用児童数 (H29.5.1)	高学年（4年生） の受入モデル実施
18	段上	60人	67人	55人	
19	津門第1	60人	70人	54人	
	津門第2	60人	71人	54人	
20	用海第1	60人	65人	56人	
	用海第2	40人	63人	55人	
21	広田第1	60人	71人	61人	
	広田第2	40人	69人	59人	
22	神原	60人	72人	69人	
23	瓦木第1	40人	55人	37人	○
	瓦木第2（教室借用）	40人	67人	38人	
24	平木	60人	68人	62人	
25	浜脇第1	60人	70人	60人	
	浜脇第2	40人	43人	36人	
	浜脇第3	60人	77人	63人	
26	上ヶ原第1	40人	51人	47人	
	上ヶ原第2	40人	51人	49人	
27	高須西	60人	68人	55人	
28	今津	60人	65人	65人	
29	段上西1	60人	72人	52人	
	段上西2（他施設借用）	40人	46人	28人	
30	深津	60人	72人	64人	
31	甲陽園第1	60人	71人	61人	
	甲陽園第2	40人	63人	49人	
32	夙川第1	60人	71人	52人	
	夙川第2（教室借用）	40人	63人	43人	
33	高須第1	60人	73人	31人	○
	高須第2	60人	73人	31人	
34	大社第1	40人	49人	49人	
	大社第2	40人	45人	44人	
35	北六甲台	60人	76人	60人	
36	生瀬	40人	52人	37人	
37	山口	60人	83人	46人	○
38	東山台	40人	51人	48人	
39	西宮浜第1	40人	51人	30人	○
	西宮浜第2	40人	51人	0人	
	西宮浜第3	40人	51人	28人	
40	苦楽園	40人	51人	48人	
41	高木北	40人	72人	55人	○
	合 計	3,359人	4,413人	3,356人	

(6) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者が一時的に、子供の養育が困難となった場合、原則7日間を限度に市が指定する児童福祉施設で預かる事業。

- ① 対象：0歳から18歳未満の子供 ※2歳児未満の子供は乳児院で預かる。
- ② 利用料

対象	2歳児未満	2歳児以上
生活保護世帯、母子・父子の非課税世帯	0円	0円
非課税世帯、母子・父子の課税世帯	1,100円	1,000円
その他世帯	5,350円	2,750円

<施設一覧>

施設種別	施設名	所在地
児童養護施設	三光塾	西宮市小松西町
児童養護施設	神戸婦人同情会子供の家	尼崎市若王子
児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂
児童養護施設	神戸真生塾	神戸市中央区中山手通
児童養護施設	神戸婦人同情会いながわ子供の家	川辺郡猪名川町柏梨田
乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪
乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野
乳児院	真生乳児院	神戸市中央区中山手通
乳児院	御影乳児院	神戸市東灘区御影

(7) 乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）

地域の民生委員・児童委員や主任児童委員が、子育ての孤立を防ぐために生後2か月頃の乳児のいる全ての家庭を訪問して、出生後の家庭の様子を伺いながら、地域の子育て支援に関する情報提供、育児の不安や悩みの相談などを行っている。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげている。

(8-1) 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）

子供の養育を安定させるうえで、特別な支援が必要で既存の子育て支援施策だけでは有効な支援ができない家庭に対し、家事や育児の支援としてのヘルパーや保育士等を派遣している。ヘルパー派遣では、食事・洗濯・掃除・買い物・育児などの援助を行い、保育士等による専門的支援では、養育に関する指導・助言など専門的な支援を実施している。

- ① 対象：親族などからの支援が期待できず、他の子育て支援サービスの利用だけでは児童の適切な養育が困難であり、次のいずれかの条件に該当する家庭。
 - ・ 妊娠期からの継続支援が必要な家庭
 - ・ 出産直後で母体が回復するまでの期間（概ね産後1カ月）にある家庭
 - ・ 出産後間もない時期（概ね1年程度）にあり、子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭
 - ・ 養育状態を安定させるために、特に支援が必要な家庭
 - ・ 児童養護施設等の退所、又は里親委託の終了により、児童が復帰した後の家庭

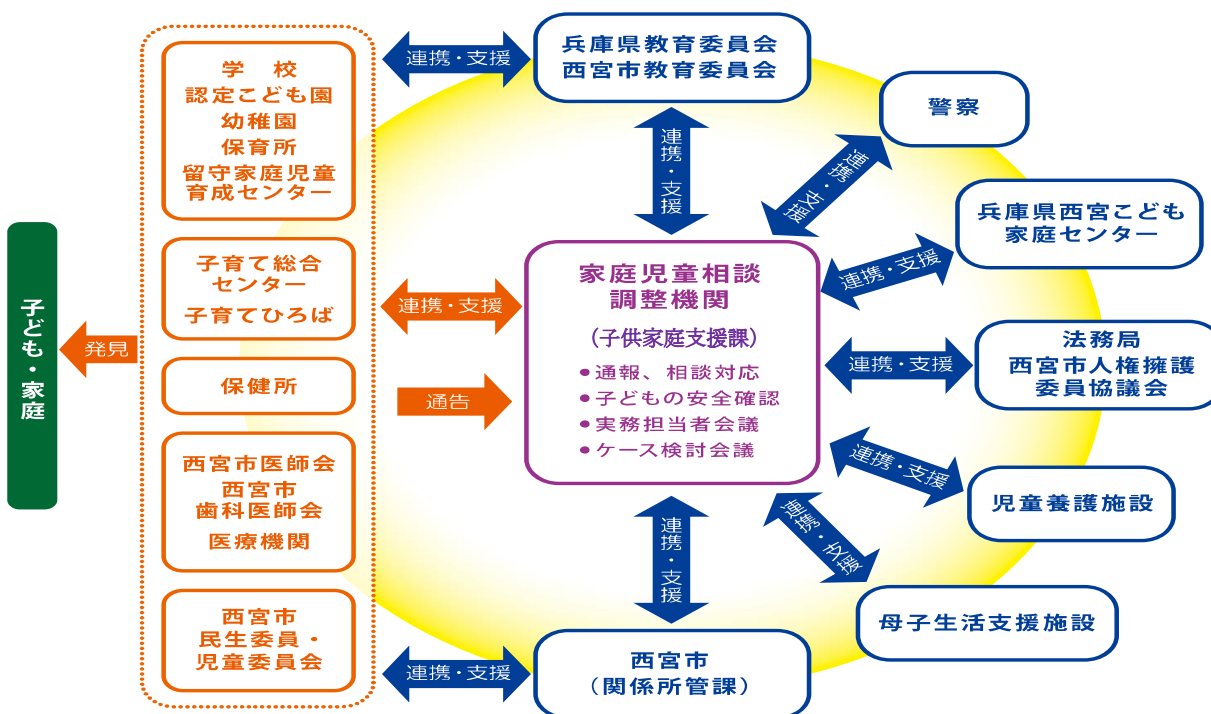
② 利用料・派遣日・時間帯

	利用料	派遣日	時間帯
ヘルパー派遣	初回から5回まで無料 6回目以降は所得により料金が異なる	月～土曜日	午前8時～午後6時
専門的支援	無料	月～金曜日の開庁日	午前9時～午後5時30分

(8-2) 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童への早期対応・きめ細かな支援に資するため、関係機関と連携し、情報共有や支援を行う「西宮市要保護児童対策協議会」を設置し、協議の場を設け、児童虐待等の対応とその予防に取り組んでいる。

<西宮市要保護児童対策協議会 イメージ>



<西宮市要保護児童対策協議会の活動内容>

・代表者会議

西宮市要保護児童対策協議会の構成員である各関係機関の代表者（課長級）による会議であり、担当係長等で構成される実務担当者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1回開催される。各関係機関の代表者の理解と協力が不可欠であり、実務担当者レベルにとどまらず、代表者レベルでの連携を深める。

・実務担当者会議

担当係長で構成される会議であり、定期的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討、要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握を行う。

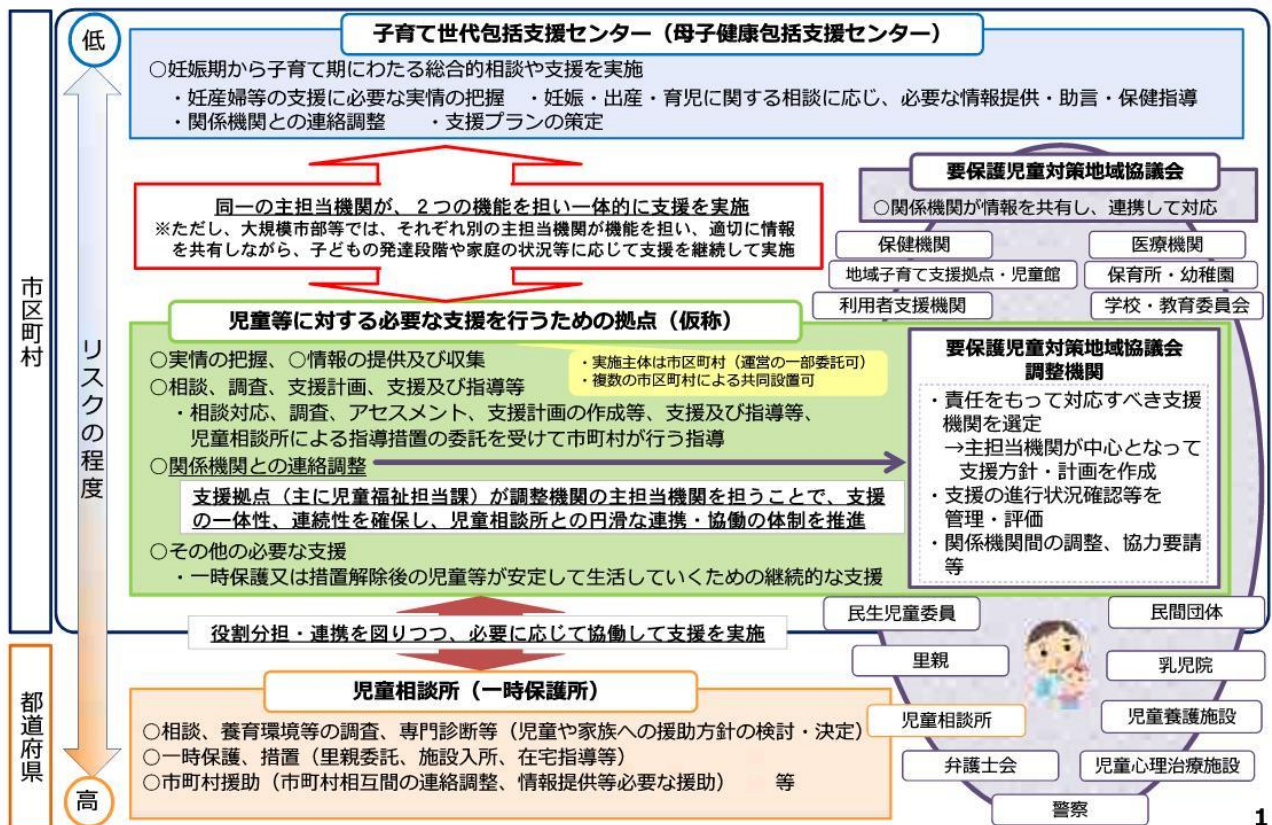
・ケース検討会議

個別の要保護児童について、その児童に直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、当該児童に対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実務担当者会議	4 回	4 回	26 回	28 回
ケース検討会議	120 回	104 回	77 回	95 回

＜子ども家庭総合支援拠点のイメージ＞

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ案）



(9) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

子育て家庭（特に0歳～2歳の子供や保護者）が気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場として、週3日以上、1日5時間以上開設している。平成29年4月現在、子育て総合センター、児童館、大学、保育所等の計18か所で実施している。

<施設一覧>

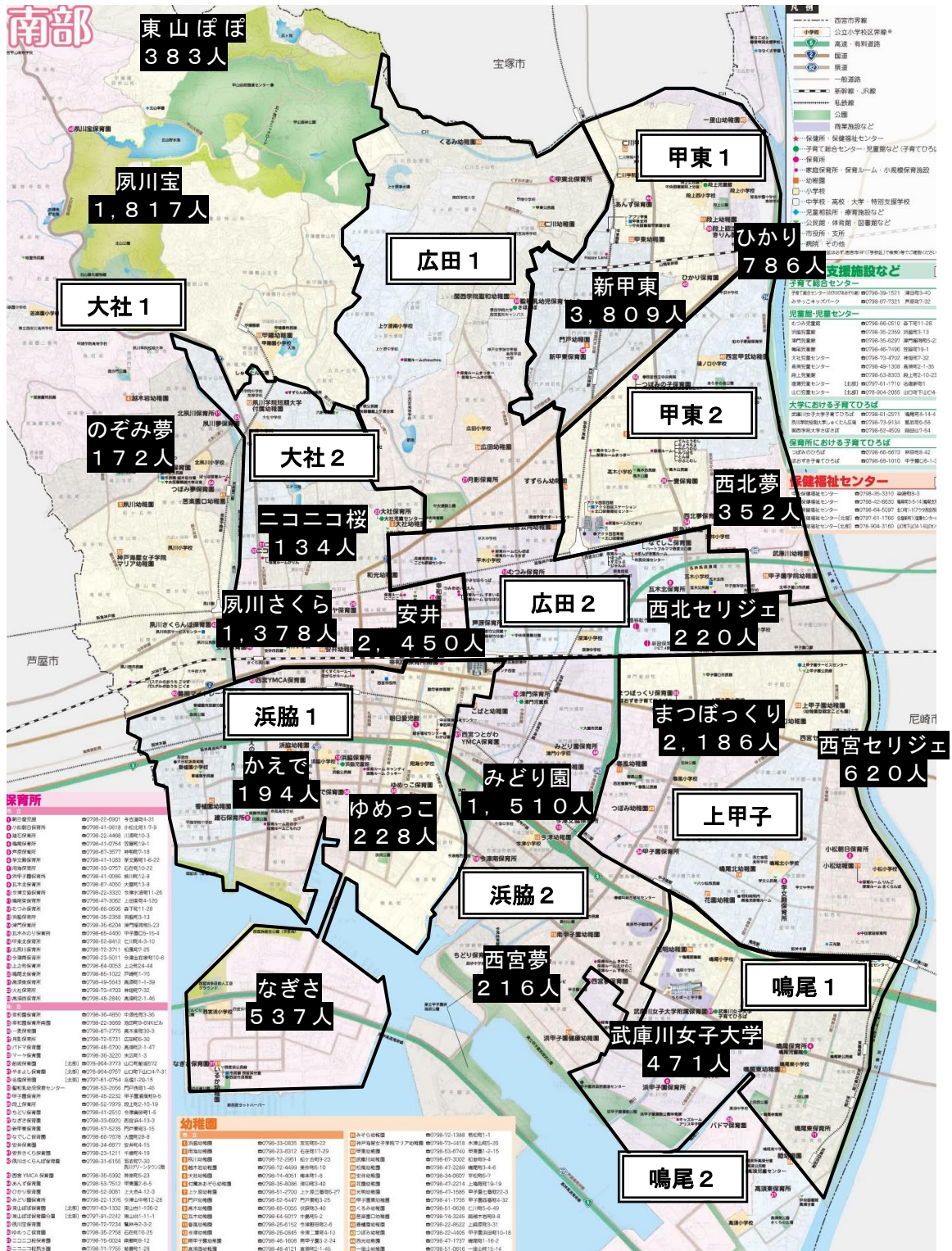
名 称	開設日（祝日、年末年始を除く）・時間
子育て総合センター 親子サロン	【週7日】月曜日～日曜日・9:30～16:30
むつみ児童館子育てひろば	【週5日】月曜日～金曜日・10:00～15:00
浜脇児童館子育てひろば	
津門児童館子育てひろば	
鳴尾児童館子育てひろば	
大社児童センター子育てひろば	
高須児童センター子育てひろば	
段上児童館子育てひろば	
塩瀬児童センター子育てひろば	【週3日】月曜日、火曜日、金曜日・9:30～15:30
山口児童センター子育てひろば	
武庫川女子大学子育てひろば	【週5日】月曜日～金曜日・10:00～16:00
夙川学院短期大学 しゅくたん広場	【週5日】火曜日～土曜日・10:00～16:00
関西学院子どもセンター さぼさぼ	【週3日】月曜日、水曜日、金曜日・9:30～15:30
つぼみのひろば（つぼみの子保育園）	【週5日】月曜日～金曜日・9:30～15:30
ほおずき子育てひろば（まつぼっくり保育園）	【週3日】月曜日、火曜日、木曜日・9:00～14:00
甲子園二葉幼稚園 ふたばっこ	【週3日】火曜日、水曜日、木曜日・10:00～15:00
あいあい広場	【週5日】火曜日～土曜日・10:00～16:00
高木北子育てひろば（高木北小学校内）	

(10) 一時預かり事業（保育所・認定こども園の一時預かり事業、幼稚園等の預かり保育事業）

①保育所等の一時預かり事業

生後6か月以上から就学前までの乳幼児を対象に、半日、一日または時間単位で保育する事業。平成29年4月現在、市内の民間保育所18園で実施している。

<平成28年度各園の年間延べ利用人数>



②幼稚園等の預かり保育事業

通常の教育時間(4時間)の前後や土日・長期休業期間中などに保護者の要請などに応じて希望者を対象に児童を預かり保育する事業。

現在、市内の幼稚園型認定こども園2園、私立幼稚園38園で実施している。

【幼稚園型認定こども園】

名 称	預かり保育	名 称	預かり保育
上甲子園幼稚園	週 6 回／14:00～19:00	むこがわ幼稚園	週 5 回／14:00～18:30

【新制度の幼稚園】

名 称	預かり保育	名 称	預かり保育
すずらん幼稚園	週 5 回／8:00～8:45 14:00～17:30	くるみ幼稚園	週 5 回／15:00～17:00
みそら幼稚園	週 5 回／14:00～18:00	花園幼稚園	週 5 回／14:00～17:00
甲子園東幼稚園	週 5 回／14:00～17:00		

【従来制度の幼稚園】

名 称	預かり保育	名 称	預かり保育
仁川幼稚園	週 5 回／14:00～17:00	一里山幼稚園	週 5 回／14:00～17:00
浜甲子園健康幼稚園	週 5 回／14:00～18:00	関西学院幼稚園	週 5 回／14:00～17:30
甲子園二葉幼稚園	週 5 回／14:00～18:30	阪急幼稚園	週 5 回／14:00～18:00
こひつじ幼稚園	週 5 回／14:00～18:00	こぼと幼稚園	週 5 回／14:00～17:00
甲子園学院幼稚園	週 6 回／14:00～18:00	西宮甲武幼稚園	週 5 回／14:00～17:00
甲子園口幼稚園	週 5 回／14:00～18:00	西宮公同幼稚園	週 5 回／14:00～17:00
仁川学院マリアの園幼稚園	週 5 回／14:00～18:00	段上幼稚園	週 6 回／14:00～20:00
神戸海星女子学院マリア幼稚園	週 5 回／8:00～8:30 14:00～18:00	夙川学院短期大学附属幼稚園	週 5 回／15:00～18:00
甲東幼稚園	週 5 回／14:00～18:30	甲陽幼稚園	週 5 回／14:00～17:00
松風幼稚園	週 5 回／14:00～18:00	広田幼稚園	週 5 回／15:00～19:00
安井幼稚園	週 6 回／14:00～19:00	和光幼稚園	週 5 回／14:00～17:00
光明幼稚園	週 5 回／14:00～18:00	松秀幼稚園	週 5 回／14:00～16:30
苦楽園口幼稚園	週 2 回／14:00～16:00	武庫川女子大学附属幼稚園	週 5 回／14:00～17:00
香櫨園幼稚園	週 4 回／14:00～17:00	睦幼稚園	週 6 回／14:30～19:00
つぼみ幼稚園	週 5 回／14:00～19:00	幸幼稚園	週 5 回／7:00～9:00 14:00～18:00 土曜日／9:00～14:00
西光幼稚園	週 5 回／14:00～18:00	東山幼稚園	週 5 回／14:00～19:00
いるか幼稚園	週 5 回／8:00～8:30 14:00～18:00		

(11) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

① 施設型病児保育

病气やけが等のため保育所等での集団生活が困難な子供を、市が委託した社会福祉法人等が運営する病児保育施設で、一時的に保育する事業。事前に登録をした上で、利用の前に医療機関での受診が必要。

対 象：生後 6 か月から小学 6 年生までの児童

利用料金：市内在住または市内の保育所・幼稚園・小学校等に在籍している場合

1 日 2,000 円（上記以外 1 日 4,000 円） / 給食費 500 円

※平成 29 年 4 月よりあんどうこどもクリニック病児保育室（名塩新町・定員 3 名）が開設

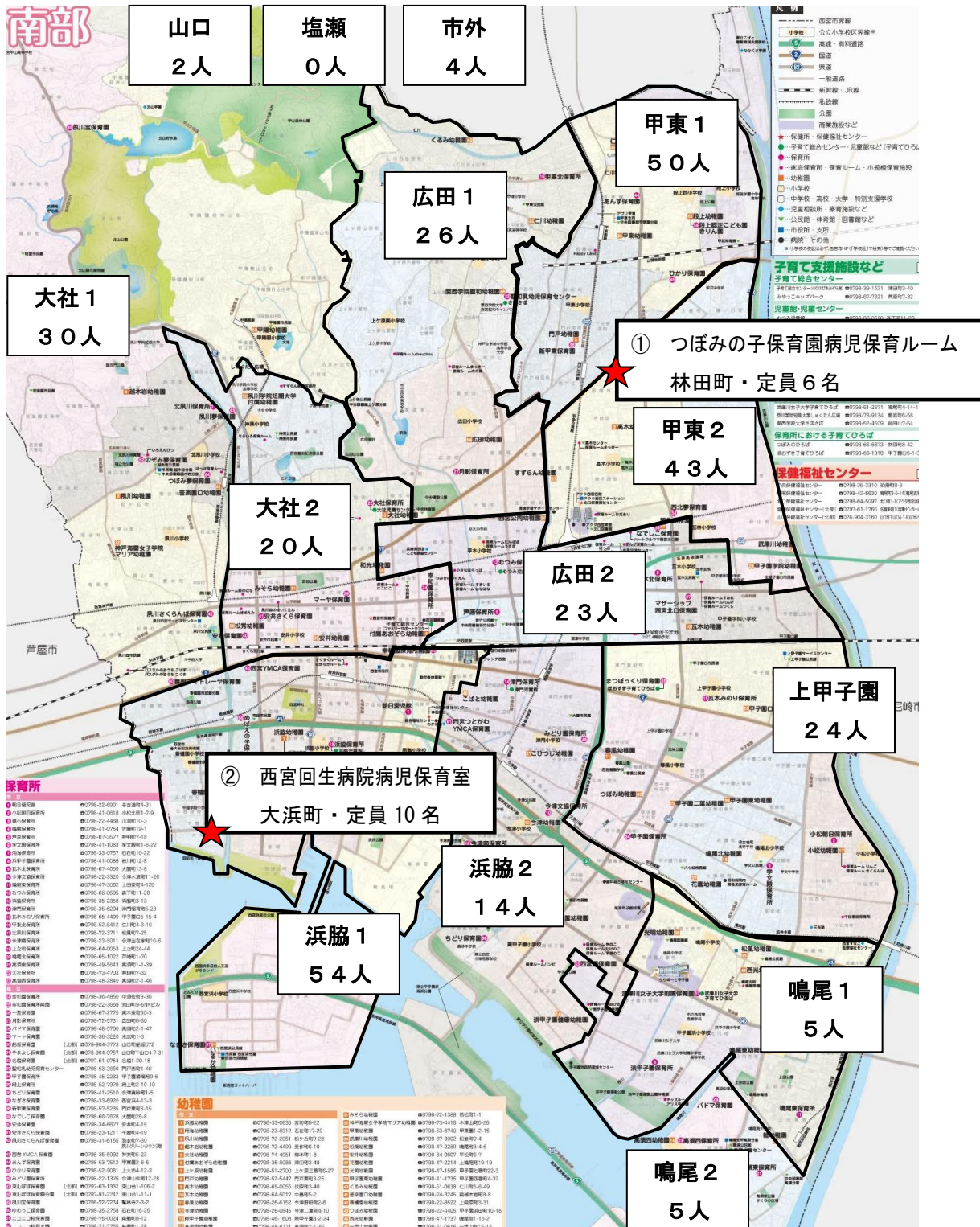
② 訪問型病児・病後児保育利用料助成

病気やけが等のため保育所等での集団生活が困難な子供で、ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスにより一時保育を利用した時に、利用料の一部を助成する。条件として、全国保育サービス協会に加盟する事業者の派遣サービスを利用した者で、派遣サービス利用前後7日以内に医療機関を受診している場合に限られる。

対 象：生後6か月から小学6年生までの児童

助成内容：サービスの保育利用料の半額（1人あたり年間4万円上限）。ただし、入会金、年会費などこれらに準じる費用は対象外。

<平成28年度13ブロックでの施設型の利用人数>



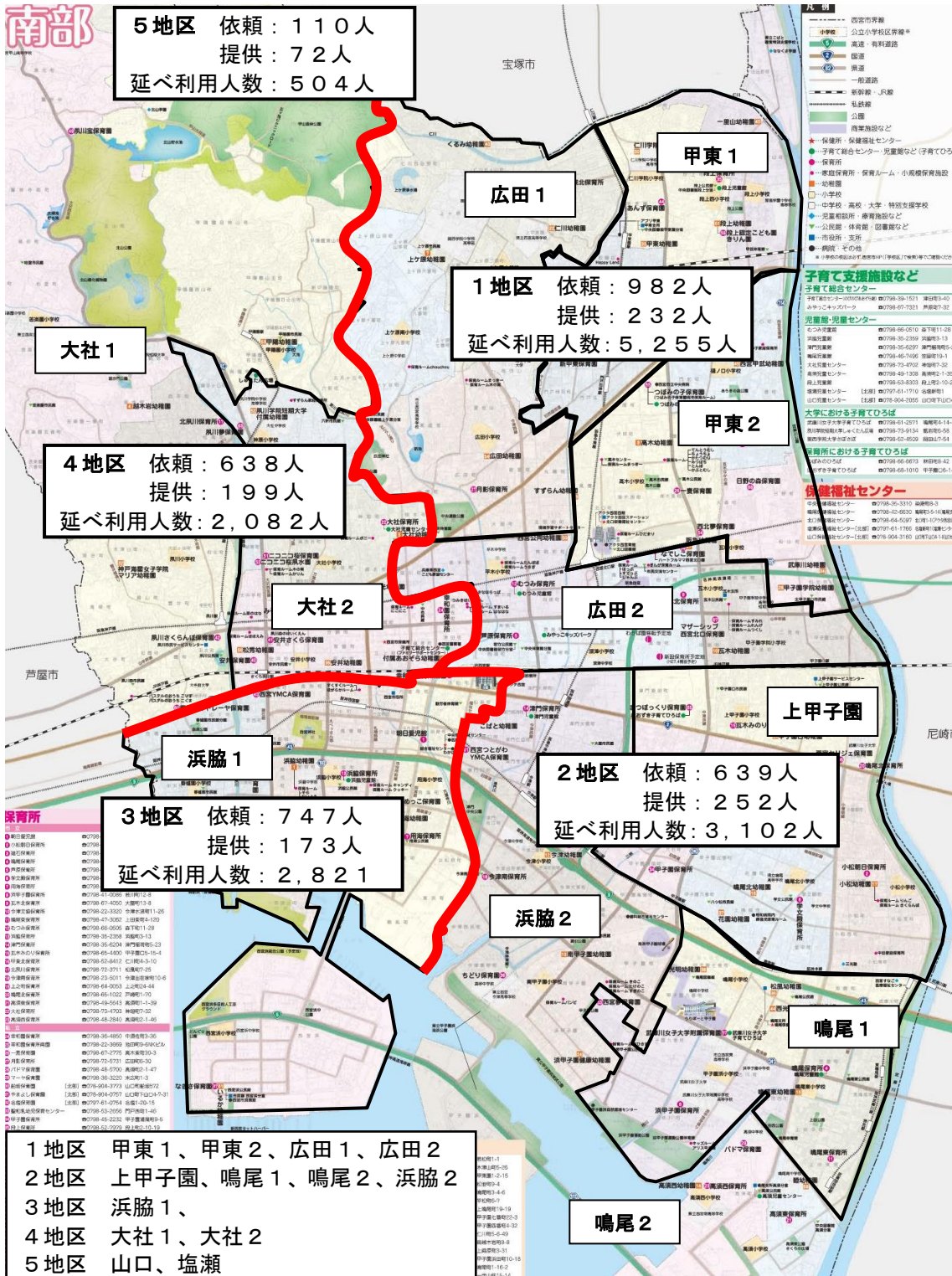
(12) 子育て援助活動支援事業（にしのみやしファミリー・サポート・センター事業）

地域の中で子供を預け、預かりあい、地域ぐるみの子育て支援をめざすものです。「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育ての手助けをしたい人（提供会員）」が会員となって、依頼・提供・両方会員のいずれかに登録し、お互いが助け合いながら、地域の中で育児の援助活動を行なう会員制の組織で、市が相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

① 対象：0歳～小学6年生

② 会員：依頼会員…西宮市内在住または在勤者で子供を預けたい方で「登録説明会」に参加した方
提供会員…西宮市内在住で、自宅で子供が預かれる方で、子供に関する資格を持っている又は子育て経験があり、「保育サポーター養成講座」を修了した方

＜平成28年度13ブロック別の依頼会員数・提供会員数・延べ利用人数＞



(13) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査費用助成事業）

妊婦の健康管理の充実および経済的不安の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように全世帯に対して妊婦健診費用の一部を助成する事業。

- ① 対象：西宮市に住民登録のある妊婦
- ② 期間：西宮市民となった日から出産日までで、西宮市に住民登録のある期間
- ③ 助成回数：14回（1回あたり上限額5,000円×12回+11,000円×2回）
- ④ 助成内容：市の契約医療機関で受診助成券を提出することで健診費用の一部を助成。
ただし、1回あたり上限額を超えた分の費用や保険診療は自己負担。
- ⑤ 市の契約医療機関（平成29年9月現在）
西宮市内24か所、芦屋市内7か所、宝塚市内7か所、尼崎市内12か所、神戸市内30か所
兵庫県内その他22か所、大阪府内26か所、その他（京都府、奈良県など）8か所
- ⑥ 市の契約医療機関以外で受診された場合の取り扱い
契約していない医療機関で妊婦健診を受診した場合は、一旦妊婦健診費用を支払い、その後償還払い申請を行い助成を受ける。
受付窓口：各保健福祉センター、市役所本庁舎1階10番窓口